

子育て両立支援制度等について

熊本県警察は

仕事と子育ての両立がしやすい職場です！

警察職員を拝命して数年が経ち、わたしたちも結婚や出産、育児について考える時期になりました。熊本県警察には充実した支援制度があることは知っていますが、実際にしっかり活用することができるのか、人事マスターと支援制度を利用した先輩にお尋ねします！



結婚、出産、育児で活用できる制度についてお教えします。
まず、結婚に伴う休暇は5日まで取得できます。皆さん、結婚式や新婚旅行に活用していますよ。出産に伴う休暇は、女性職員は出産前に8週、出産後に8週取得できます。男性職員は、配偶者の出産に付き添うための休暇を3日まで、子供を養育するための休暇を5日まで取得できます。
その後も職員の希望により、子供が3歳になるまで育児休業が取得できます。これは男性・女性の区別なく取得可能です。取得期間は職員と職場で話し合っ決めてもらいますので、自分の生活環境などに合わせて請求できます。

熊本地震発生直後で、警察官として職務に専念しなければならない中、出産直前の妻が体調を崩してしまいました。大切な家族のことは自分自身が責任を持って関わっていこうと思い、育児休業を申し出ました。休業中は、入院中の妻の看病や、子供たちの世話を妻の両親と協力して行い、仕事とは違う大変さの中、家族との濃密な時間を過ごしました。
当時の上司や同僚には快く認めてもらいましたし、休業中も情報共有をすることができたため、職場の状況も把握することができ、今でも感謝しています。



育児取得経験者

自分の環境に合わせて制度を利用できるんですね！
熊本県警察には、働くお父さん・お母さんがたくさんいますよね。育児休業から復帰後も支援制度はありますか？



働きながら活用できる制度としてよく利用されているものには、主に以下のものがあります。

- 育児時間休暇(子供が3歳になるまで・保育園の送迎等に利用)
- 子の看護休暇(子供が中学生になるまで・子供の看病等に利用)
- 部分休業(子供が小学生になるまで・保育園の送迎等に利用)

上に挙げたのは制度の一部です。そのほかにも、働きながら、組織全体で協力して子育てができる制度が整っています。



このような制度を利用して、仕事と私生活を充実させたいですね。

私たちと一緒に、働きやすい職場環境を実現していきましょう！！